

資 料 編

1. 計画検討体制

(1) 半田市子ども・子育て会議

- 委員名簿 資料1のとおり
- 会議設置要項 資料2のとおり

(2) ニーズ調査集計・分析業務の実施期間

株式会社サーベイリサーチセンター（名古屋市中村区名駅南一丁目12番9号）

- 委託内容：市で実施の「子ども・子育て支援に関するニーズ調査」の調査集計・分析業務
- 委託期間：平成30年10月26日から平成31年3月31日まで
- 集計・分析業務の報告図書「半田市子ども・子育て支援事業計画ニーズ調査分析結果報告書」は別冊

2. 計画策定までの経過

(1) 子ども・子育て会議開催日程・内容等

日時	内容
平成30年7月25日	1 半田市子ども・子育て会議の設置について 2 半田市子ども・子育て支援事業計画の中間評価について 3 今後のスケジュールについて
平成30年10月31日	1 計画策定のためのニーズ調査について
平成31年4月25日	1 半田市子ども・子育て支援事業計画ニーズ調査分析報告書について 2 今後のスケジュールについて
令和元年11月13日	1 半田市子ども・子育て支援事業計画の内容について 2 今後のスケジュールについて
令和元年12月19日	1 半田市子ども・子育て支援事業計画（案）について 2 パブリックコメントの実施について
令和2年3月	会議中止となったため、下記内容について資料提供し、文書により計画の承認について、意見を聴取する。 1 パブリックコメントの実施結果について 2 計画の最終承認について

(2) 子ども・子育て会議検討部会開催日程・内容

日時	内容
平成30年7月5日	1 半田市子ども・子育て会議の設置について 2 半田市子ども・子育て支援事業計画について 3 半田市子ども・子育て支援事業計画の事業評価について 4 今後のスケジュールについて
平成30年8月6日	1 半田市子ども・子育て支援事業計画の策定に関する今後のスケジュールについて 2 半田市子ども・子育て支援事業計画に掲載する核計画等について

日 時	内 容
平成 30 年 8 月 29 日	1 子育て支援に関する課題について 2 ニーズ調査の調査項目について
平成 30 年 10 月 11 日	1 ニーズ調査における調査項目について
平成 31 年 3 月 25 日	1 ニーズ調査の分析結果等について
令和元年 9 月 6 日	1 体系図（案）について
令和元年 10 月 15 日	1 子ども・子育て支援事業計画について
令和元年 11 月 7 日	1 子ども・子育て支援事業計画について
令和元年 12 月 10 日	1 子ども・子育て支援事業計画（案）について 2 パブリックコメント手続きについて
令和 2 年 3 月 6 日	1 パブリックコメントの実施結果について

3. ニーズ調査実施概要

(1) ニーズ調査の概要

①調査の目的

半田市子ども・子育て支援事業計画策定のために市内に居住する 0～2 歳児のいる世帯、保育園、幼稚園に通っている子どものいる世帯、小学生の子どものいる世帯を対象に子育て支援に関する施設やサービスの利用状況、今後の利用希望等の子育て支援サービスに関するニーズを把握するために実施

②調査の対象

○就学前児童のいる世帯：1,000 世帯

うち、保育園、幼稚園に通っている子どものいない世帯：503 世帯

保育園、幼稚園に通っている子どものいる世帯：497 世帯

○小学生の子どものいる世帯：1,000 世帯

③調査の方法

市内に居住する 0～2 歳児のいる世帯は、郵送配布・郵送回収

保育園、幼稚園に通っている子どものいる世帯、小学生の子どものいる世帯は、保育園、幼稚園、学校での直接配布、直接回収

④調査期間

平成 30 年 11 月 30 日（金）から 12 月 17 日（月）まで

⑤回収状況

○就学前児童のいる世帯：673 世帯（有効回収率 67.3%）

○小学生の子どものいる世帯：886 世帯（有効回収率 87.6%）

(2) ニーズ調査実施内容

別冊「半田市子ども・子育て支援事業計画ニーズ調査分析報告書」参照
（株式会社サーベイリサーチセンター／平成 31 年 3 月）

○半田市子ども・子育て会議 委員 (順不同 敬称略)

	委員構成	所 属	役 職	氏 名
1	子どもの保護者	協和保育園	父母の会会長	森田 忍つ子 (H30)
		東保育園	父母の会会長	佐久間 恵市 (R1)
2		花園幼稚園	PTA 会長	吉岡 真人 (H30, R1)
3	事業主	株式会社カネマタ衣裳店	代表取締役	鈴木 雅貴 (H30, R1)
4	労働者	知多乗合労働組合	書記長	盛林 克浩 (H30, R1)
5	子ども・子育て支援事業関係者	結生クリニック	院長	浦川 有紀 (H30, R1)
6		社会福祉法人半田同胞園	理事長	北村 正信 (H30, R1)
7		つばさ幼稚園	園長	山田 晶美 (H30, R1)
8		半田市教育委員会	教育委員	伊藤 里香 (H30, R1)
9		特定非営利活動法人りんりん	理事	下村 裕子 (H30, R1)
10		半田市民生委員 児童委員協議会	主任児童委員	榊原 順子 (H30, R1)
11		半田保健所健康支援課 地域保健グループ	課長補佐	杉浦 小百合 (H30)
	半田保健所健康支援課	課長	福永 愛子 (R1)	
12	学識経験者	日本福祉大学 社会福祉学部	准教授	中村 強士 (H30, R1)
13	市職員	半田市健康子ども部	部長	笠井 厚伸 (H30, R1)
14		半田市教育部	部長	岩橋 平武 (H30, R1)

※名簿中の () 表示は、委員の在任年度

○半田市子ども・子育て検討部会員

所属部	所 属	課 等	
教育部	学校教育課長 沼田 昌明 (H30, R1)	総務担当副主幹	小林 徹 (H30)
		総務担当主査	後藤 友紀子 (R1)
	生涯学習課長 鈴木 貴司 (H30, R1)	生涯学習担当副主幹	新美 恭子 (H30, R1)
健康 子ども部	幼児保育課長 高浪 浅夫 (H30, R1)	保育担当副主幹	竹内 健 (H30, R1)
		保育担当主事	石川 大介 (H30, R1)
	保健センター事務長 山口 知行 (H30, R1)	母子保健担当主査	間瀬 小夜子 (H30, R1)
	子育て支援課長 伊藤 奈美 (H30, R1)	育成担当副主幹	前田 成久 (H30, R1)
		育成担当主査	内田 由比子 (H30, R1)
家庭相談担当主査		内藤 加奈子 (H30, R1)	
	育成担当主事	杉本 裕樹 (R1)	
	子育て支援センター担当主事	榊原 慎也 (H30, R1)	

※名簿中の () 表示は、部会員の在任年度

半田市子ども・子育て会議設置要綱

(設置)

第1条 子ども・子育て支援に関する事業について、ニーズに即した効果的かつ効率的な運用を実施するにあたり、子ども・子育て関係者等から広く意見を聴取するため、半田市子ども・子育て会議（以下「会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 会議は、次に掲げる事項について調査・審議する。

- (1) 半田市子ども・子育て支援事業計画に関すること。
- (2) 子ども・子育て支援法における特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用定員に関すること。
- (3) 子ども・子育て支援に関する施策の推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況に関すること。
- (4) 半田市次世代育成支援行動計画の評価に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、子ども・子育て支援に関すること。

(組織)

第3条 会議は、次に掲げる者の中から、市長が委嘱し、又は任命する委員をもって構成する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 事業主及び労働者
- (3) 子ども・子育て支援事業関係者
- (4) 学識経験者
- (5) 市の職員

2 委員の定数は15名以内とする。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げないものとする。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第5条 会議に会長及び副会長を置き、会長は健康子ども部長とし、副会長は、委員の中から会長が指名する。

2 会長は、会務を総理し、会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、会長が必要に応じて招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ、開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 議長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(傍聴の取扱い)

第7条 会議は、議長の許可を得た者が傍聴することができる。

(検討部会の設置)

第8条 会議の検討部会として、子ども・子育て検討部会（以下「検討部会」という。）を設置する。

- 2 検討部会は、第2条に定める事項について協議及び検討するものとする。
- 3 検討部会は、部会長を子育て支援課長とし、部会員は、別表に掲げる課の職員をもって充てる。
- 4 検討部会は、部会長が必要に応じて招集し、その議長となる。
- 5 部会長は、必要があると認めるときは、検討部会に関係職員の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第9条 会議及び検討部会の庶務は、健康子ども部子育て支援課において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、会議及び検討部会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 半田市次世代育成支援行動計画策定推進委員会設置要綱は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年6月13日から施行する。

別表

子育て支援課、幼児保育課、学校教育課、生涯学習課、保健センター

○子ども・子育て支援法第 59 条各項に定める事業解説

	事業名 (法律上の名称)	概要	法
1	利用者支援事業	子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業	(子)第 59 条 第 1 号
2	地域子育て 支援拠点事業	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業	(子)第 59 条 第 9 号 (児)第 6 条の 3 第 6 項
3	妊婦健診	妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業	(子)第 59 条 第 13 号 (母)第 13 条 第 1 項
4	乳児家庭 全戸訪問事業	生後 4 か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業	(子)第 59 条 第 7 号 (児)第 6 条の 3 第 4 項
5	養育支援訪問事業、要 支援児童・要保護児童 等の支援に資する事業	養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業 ※要保護児童対策協議会（子どもを守るネットワーク）の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員（関係機関）の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る取組を実施する事業	(子)第 59 条 第 8 号 (児)第 6 条の 3 第 5 項 第 25 条の 2
6	子育て短期支援事業	保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業（短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）及び夜間養護等事業（トワイライトステイ事業））	(子)第 59 条 第 6 号 (児)第 6 条の 3 第 3 項
7	ファミリー・サポート・ センター事業(子育て 援助活動支援事業)	乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業	(子)第 59 条 第 12 号 (児)第 6 条の 3 第 14 項
8	一時預かり事業	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業	(子)第 59 条 第 10 号 (児)第 6 条の 3 第 7 項
9	延長保育事業	保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等において保育を実施する事業	(子)第 59 条 第 2 号
10	病児保育事業(病児・病 後児保育)	病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等する事業	(子)第 59 条 第 11 号 (児)第 6 条の 3 第 13 項
11	放課後児童健全育成事 業(放課後児童クラブ)	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童について、授業の終了後に小学校の余剰教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与え、その健全な育成を図る事業	(子)第 59 条 第 5 号 (児)第 6 条の 3 第 2 項
12	実費徴収に係る補足給 付を行う事業	保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業	(子)第 59 条 第 3 号
13	多様な事業者の参入を 促進する事業	特定教育・保育施設への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業 【実施見込未定で本編への掲載なし】	(子)第 59 条 第 4 号

※ (子) 子ども・子育て支援法、(児) 児童福祉法、(母) 母子保健法

○母子保健法に基づく事業について

保健センターでは母子保健法に基づいて妊婦・乳児及び幼児の健康の保持及び増進を図るため、母性並びに乳児及び幼児に対する保健指導、健康診査を実施しています。

保健指導としては、妊娠・出産に関する内容から子どもの年齢に合わせた健康教育・相談について関係機関と連携しながら実施しています。

健康診査としては、乳幼児の健診を行っており、健康診査未受診者に対しては再通知、訪問等において受診を勧奨し、全員の安否確認も含め対応しています。その他、家庭訪問、電話相談、面接等必要時に支援を実施しています。特に、妊娠期から切れ目ない支援をするために、母子健康手帳交付時にアンケートを行い、セルフケアプランを作成する等体調・不安等に合わせた支援に力を入れています。



※母子保健法については（資料編・資料 11）を参照

○学校教育HANDAプラン（概要）

－学校教育HANDAプラン（概要）－

教育委員会教育部学校教育課

計画のねらい

学校・家庭・地域及び行政の連携の基、半田市の将来を担う子どもたちが郷土を愛し、確かな学力を身につけ、豊かな心や健やかな体を育むための理念、施策を策定するものです。

計画の範囲

幼稚園、小・中学校を中心として、子どもたちを取り巻く家庭、地域及びこれらを支える行政を含めた学校教育に関わる取り組みを範囲とします。

また、本計画は、基本理念及び施策で構成し、より具体的な取り組みについては、各年度の教育目標、学校経営案等に盛り込み、より効果的な実施を図ります。

計画の理念

ふるさと半田を愛し、
人としての根っこを培う
学校教育の推進



計画の期間

平成23年度から
32年度までの10年間

計画の取り組み

郷

①ふるさと半田のよさを知り、愛し、誇れる人

- ・地域の歴史や文化、産業を学び、ふるさとを愛する心を育む地域学習を進めます。
- ・自然との調和を大切にすることを育む環境教育を進めます。
- ・ふるさとを誇り、国際社会の一員として貢献しようとする心を育む国際理解教育を進めます。

徳

②かけがえのない「いのち」を大切にし、人の役に立とうとする人

- ・自他を尊び、「いのち」を大切にしようとする心を育てる「いのち」の教育・安全教育を進めます。
- ・豊かな心を育てる道徳教育を充実します。
- ・人との関わりを大切にし、人に役立つ心育てる体験活動を進めます。

知

③確かな学力を身につけ、夢や目標に向かって自らを高めようとする人

- ・主体的に学習に取り組み、ともに学び合う教育を進めます。
- ・夢を抱き、生き方を考える教育を進めます。
- ・情報化社会に、主体的に対応できる力を育てる情報教育を進めます。

体

④望ましい生活習慣を身につけ、健康と体力の向上を図ろうとする人

- ・基本的な生活習慣を身につけ、健全な成長を目指す健康教育を進めます。
- ・健やかな体を培う体力づくりを進めます。
- ・望ましい食習慣の確立を目指し、食育を進めます。

○幼保小中一貫教育HANDAプラン（概要）

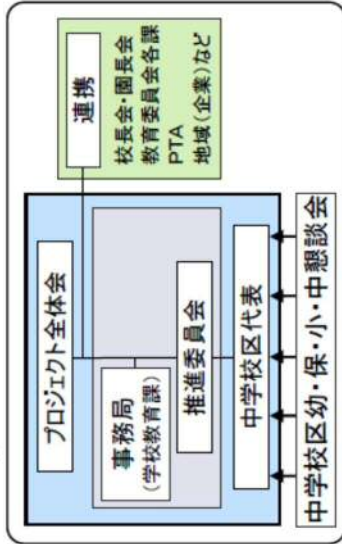
幼保小中一貫教育
HANDAプラン

—キャリア教育の推進—



半田市教育委員会

全体推進組織



小中合同あいさつ運動
(いじめを防ぐ半田市児童生徒の誓い「スマイル宣言」を手に)

半田市教育委員会

〒475-8666
愛知県半田市東洋町2丁目1番地
TEL <0569>21-3111(代)
FAX <0569>24-0511
E-mail: gkkyoiku@city.handa.lg.jp



幼保小中一貫教育HANDAプラン
では...

次のことを実施します。

■「キャリア教育」を推進します。

3歳から15歳までの一貫したプログラムにしたがって、幼稚園・保育園・こども園・小学校・中学校で連携し、キャリア教育を推進します。

■「中学校区幼・保・小・中懇談会」を開催します。

幼・保・小・中で滑らかな接続ができるよう、中学校区ごとに懇談会を設置し、生活習慣、園児・児童・生徒や教員の交流などについて共通理解を図り、一貫した指導を推進します。



園児、児童、生徒の交流

■「二分の一成人式」を開催します。

市内の4年生が一堂に会し、10歳の節目にこれまでの成長に感謝するとともに、職業人の話を聞いて将来の自分を想像したり、夢を描いたりする機会をもちます。



二分の一成人式第1部式典

○半田市要保護児童対策地域協議会の概要

1. 設置根拠（児童福祉法 第25条の2）

地方公共団体は、単独で又は共同して、要保護児童の適切な保護又は要支援児童若しくは特定妊婦への適切な支援を図るため、関係機関、関係団体及び児童の福祉に関連する職務に従事する者その他の関係者（以下「関係機関等」という。）により構成される要保護児童対策地域協議会（以下「協議会」という。）を置くように努めなければならない。

2. 協議会の設置経緯

本市においては、児童虐待への対応について、平成12年度から任意の組織として「半田市虐待防止調整会議」を設置し、児童相談センター等関係機関と連携し地域におけるネットワークづくりを進めてきました。その後、平成16年の児童福祉法等の改正により、児童虐待をはじめとする子どもに関する相談、対応の第一義的窓口が市町村になり、要保護児童対策地域協議会の設置が法的に位置づけられました。要保護児童の早期発見や適切な保護を図るためには、多数の関係機関の円滑な連携・協力が重要であり、そのためには、中核となり調整を行う機関の明確化及び個人情報の保護及び情報共有の関係の明確化が必要です。このため、虐待児童のみならず要保護児童を対象とし、その支援を拡充するため「半田市要保護児童対策地域協議会」を平成19年3月28日に設置しました。その後、協議会が扱う対象が要保護児童をはじめ、要支援児童、特定妊婦にも拡大され今日に至っています。

3. 協議会の構成

（1）代表者会議（年2回開催）

実際の担当者で構成される実務者会議が円滑に運営されるための環境整備を目的に開催され、要保護児童等の支援に関するシステムなど総括的事項を検討します。

（2）実務者会議（毎月1回第2金曜日午後開催）

実際に活動する実務者から構成され、個別ケースについて定期的な情報交換を通じて、対応（援助方針の見直し、状況のフォロー、主担当機関の確認）等を検討します。

（3）ケース検討会議（随時開催）

個別の要保護児童について、関係機関等の担当者により、その子どもに対する具体的な支援の内容等を検討するために随時開催します。

4. 協議会の対象となる児童、妊婦

＜要保護児童とは＞

保護者のない児童又は保護者に監護させることが不相当と認められる児童であり、虐待を受けた児童に限らず、非行児童、不登校児童、発達支援を必要とする児童などが含まれます。

＜要支援児童とは＞

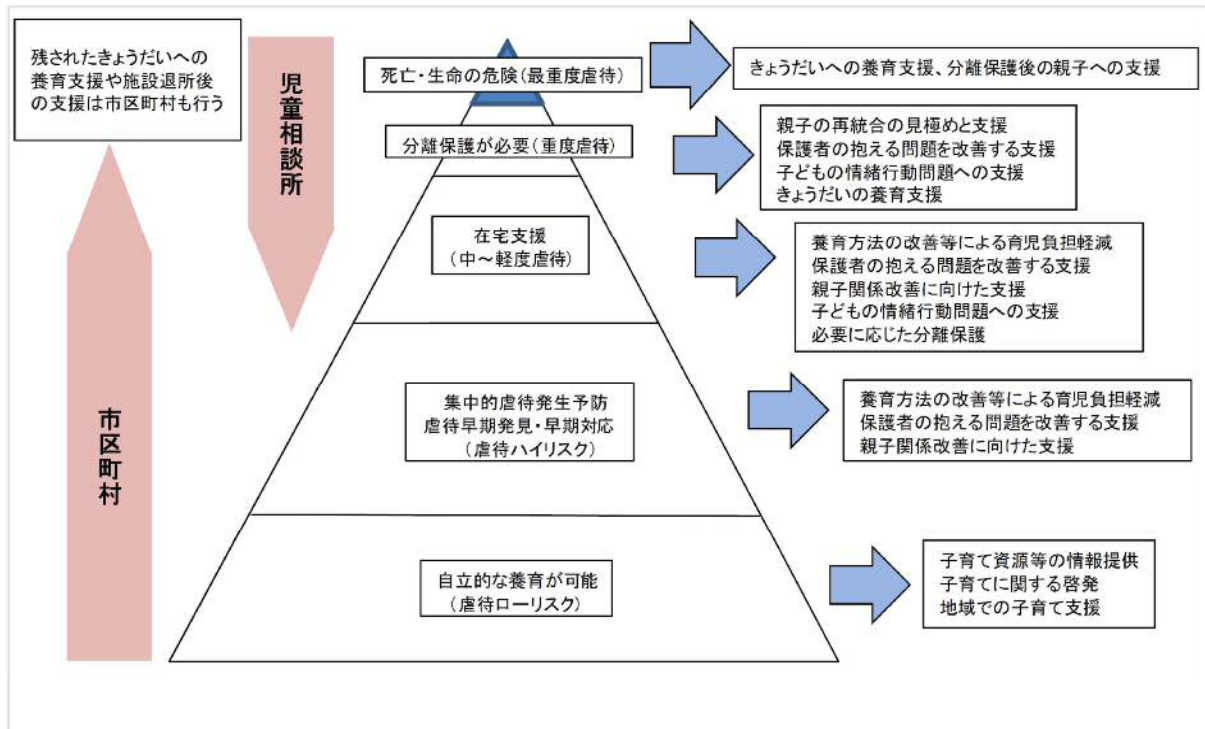
保護者の養育を支援することが特に必要な児童をいいます。

＜特定妊婦とは＞

出産後の養育について、出産前において支援が必要な妊婦をいいます。

半田市要保護児童対策地域協議会構成機関（令和2年3月現在）	
代表者会議	実務者会議
(国機関) 名古屋法務局半田支局 (県機関) 知多児童・障害者相談センター、半田警察署、半田保健所 (市機関) 子育て支援課、幼児保育課、保健センター、地域福祉課、教育委員会、小中学校長会、幼稚園長会、保育園長会、半田病院、 (地域関係) 医師会、歯科医師会、民生委員児童委員協議会、社会福祉協議会、愛厚ならわ学園	(県機関) 知多児童・障害者相談センター、半田警察署、半田保健所 (市機関) 子育て支援課、家庭児童相談室、幼児保育課、保健センター、地域福祉課、教育委員会、半田病院 (地域関係) 民生委員児童委員協議会

図 1：虐待の重症度等と対応内容及び児童相談所と市区町村の役割



子ども虐待対応の手引き（平成25年8月 改正版）厚生労働省（抜粋）

○半田市まち・ひと・しごと創生総合戦略（抜粋）

「半田市まち・ひと・しごと創生総合戦略」は、「半田市人口ビジョン」を踏まえ、人口減少への対応や地域経済の活性化に向けた今後5か年（2015年度～2019年度）の基本目標と本市の特色や地域資源を活かした施策を定め、本市が将来にわたって「住みたいまち」、「訪れたいまち」とされるために策定したものの。

1. 基本目標と基本的方向

基本目標① 産業を振興し安定して働く場のある「まち」をつくる
（省略）

基本目標② 市内外から人々が集い活発な交流のある「まち」をつくる
（省略）

基本目標③ 若い世代に選ばれる「まち」をつくる

○妊娠から出産、子育てまで切れ目のない支援により父母の不安や負担の軽減を図るとともに、仕事と子育ての両立を支援します。

○子どもたちが、まちの歴史や文化を理解し、ふるさとに愛着と誇りを持ち続けられるとともに、確かな学力を身につけ、豊かな心や健やかな体を育むための教育を推進します。

○若い世代が定住しやすい環境を整備します。

基本目標④ 安全で快適な環境のもとで安心して暮らせる「まち」をつくる
（省略）

2. 基本目標ごとの施策

基本目標① （省略）

基本目標② （省略）

基本目標③ 若い世代に選ばれる「まち」をつくる

■出産・子育てのしやすい環境の整備

○出産・子育てへの経済的応援

○子どもを産み育てるサポート体制の充実

○仕事と子育ての両立支援

■健やかな育ちと学びにより子どもの確かな成長を支援

○子どもの健康の確保

○ふるさと半田を大切にする教育の推進

○キャリア教育の推進と知徳体のバランス豊かな子どもの育成

■若い世代の定住を促進

○居住しやすい環境の整備

○まちのイメージの向上

基本目標④ （省略）

○第 1 期半田市障がい児福祉計画の概要

1. 計画の位置づけ

障がい児福祉計画は、児童福祉法第33条の20に基づき、市町村が作成する計画です。今回の計画は、障害者総合支援法第88条に基づき策定する障がい福祉計画と一体として策定します。また、子ども・子育て支援法第61条に基づき策定する子ども・子育て支援事業計画を始めとする上位計画とも整合性を図り、計画に盛り込む具体的な施策を設定し、目標を達成していきます。

なお、障がい福祉計画のうち児童に係る計画部分を別冊としてとりまとめています。

2. 計画期間 平成 30 年度から令和 2 年度までの 3 年間

3. 基本理念 「すべての子どもたちが心身ともに健やかに成長できるまち・はんだ」

4. 基本目標 「子どもとその家族に寄り添った支援体制づくり」

5. 基本計画

1. ライフステージに応じた切れ目のない支援

(1) 児童の成長に応じた支援体制について

- ① 一人一人の児童にとって望ましい支援を行います。
- ② 保育所等訪問支援の体制の充実を図ります。

(2) 専門的な支援の確保と共生社会の形成促進について

- ① 一人一人の児童にあった療育を提供する取り組みを行います。
- ② 放課後等デイサービスと放課後児童健全育成事業を組み合わせることでニーズに応じながらサービスを提供します。
- ③ 研修機会の充実を図ります。

(3) 移行連携体制の充実について

- ① 就園・就学に向けて個別に支援します。
- ② 「個別の教育支援計画」を活用します。
- ③ 「発達支援相談あゆみ」により支援します。

2. 保健・医療・福祉・保育・教育・就労等と連携した支援

(1) 相談機関の体制整備について

- ① 市民が相談しやすい窓口を設置します。

(2) 母子保健施策との緊密な連携について

- ① 健康診査を契機に支援をつなぎます。
- ② 就園・就学まで支援をつなぎます。
- ③ ふたば園の療育機能の充実を図ります。

(3) 地域社会への参加や包容の推進について

- ① 障がいのある児童に配慮した環境を整備します。
- ② 就労につながる支援に取り組みます。

3. 児童発達支援センターの機能の充実

(1) 発達支援相談の充実について

① 発達支援相談あゆみの機能を強化します。

(2) 児童と家族双方の支援について

① 継続した支援体制の整備と情報提供の機会をつくります。

(3) 関係機関との緊密な連携について

① 関係機関と情報共有を図り、連携して障がいのある児童を支援します。

(4) 各支援機関の質の向上と事業の適正化に係る支援について

① 放課後等デイサービスの質の向上のための研修を実施します。

② ガイドラインの遵守と自己評価結果の公表を徹底します。

③ 障がい児支援に関わる機関の質の向上に向けた取り組みを行います。

4. 特別な支援が必要な児童への支援体制の整備

(1) 支援体制の整備について

① 家庭に必要な支援を検討する仕組みを整えます。

(2) 重症心身障がい児が身近な支援を受けられる体制について

① 重症心身障がい児を受け入れる体制を整備します。

② 医療的ケア児が支援を受けられる体制を整備します。

(3) 医療的ケア児の支援に関する協議の場について

① 関係機関で課題解決に向けた協議を行います。

② コーディネーターを配置します。

(4) 強度行動障がいに対応できる人材育成について

① 事業所に研修への参加を促します。

(5) 虐待等を受けた障がい児へのケアに対する体制について

① 関係機関と連携し児童とその家族を支援します。

5. 家族支援の重視

(1) 体験宿泊の実施体制について

① 身近な事業所で体験宿泊ができる体制を整備します。

(2) 障がいのある児童の家族が働ける環境整備について

① 家族が働ける環境を整備します。

(3) 障がいのある児童のきょうだい児への支援について

① 既存サービスの充実と人材の育成に取り組みます。

(4) 家族のエンパワメントに向けた支援について

① 交流の場の整備と家族向けに実践的な研修を企画します。

6. 地域社会への参加・包容の推進と合理的な配慮

(1) 権利擁護を含めた研修の充実について

① 合理的配慮について学ぶ研修を企画します。

(2) 地域の見守り体制と災害時の対応について

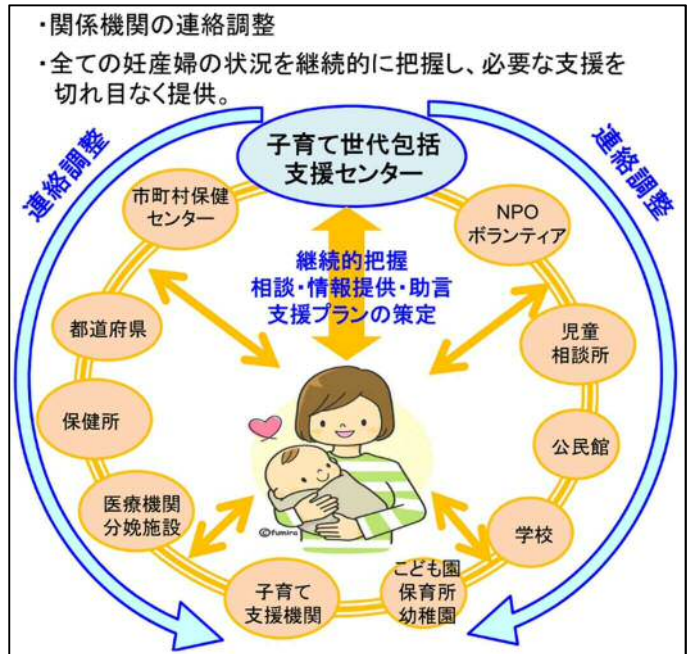
① 障がい理解を推進し災害時の避難支援の充実を図ります。

○子育て世代包括支援センター（概要）

子育て世代包括支援センターとは、母子保健法に基づき市町村が設置するもので、保健師等の専門職等が妊娠・出産・子育てに関する様々な相談にきめ細かく対応し、必要に応じて支援プランの策定や地域の保健医療・福祉の関係機関との連絡調整を行うなど、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援（「母子保健サービス」と「子育て支援サービス」）を一体的に提供する体制のことを言います。本市では、現在、利用者支援事業の母子保健型を保健センターの保健師が、基本型を子育て支援課の利用者支援専門員が、それぞれ別々に実施していますが、両者が緊密に連携して実施する方法をとっています。

■子育て世代包括支援センターの必須業務

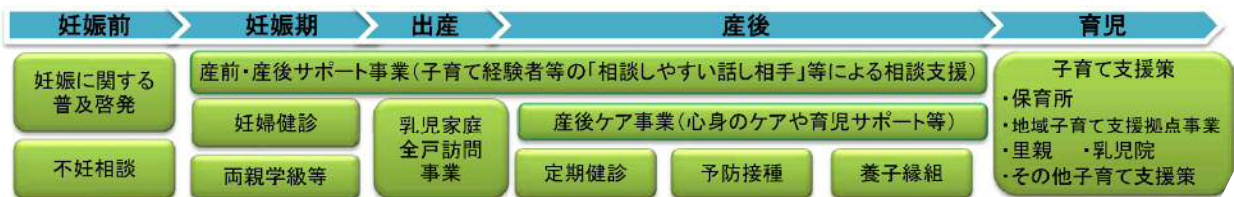
- ①妊産婦・乳幼児等の実情を把握すること。
- ②妊娠・出産・子育てに関する各種の相談に応じ、必要な情報提供・助言・保健指導を行うこと。
- ③支援プランを策定すること。
- ④保健医療又は福祉の関係機関との連絡調整を行うこと。



■事業実施のイメージ図



【妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目のない支援の実施】



子育て世代包括支援センター業務ガイドライン（平成 29 年 8 月） 厚生労働省（抜粋）

○子ども家庭総合支援拠点（親類）

市区町村における児童等に対する必要な支援を行う体制の関係整理（イメージ図）



市区町村・都道府県における子ども家庭総合支援体制の整備に関する取組状況について（平成30年10月）
厚生労働省（抜粋）

参考法令・関係条文

1. 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）

（目的）

第 1 条 この法律は、我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に鑑み、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）その他の子どもに関する法律による施策と相まって、子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援を行い、もって一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的とする。

（基本理念）

第 2 条 子ども・子育て支援は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力して行われなければならない。

2 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援の内容及び水準は、全ての子どもが健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものであり、かつ、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮されたものでなければならない。

3 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援は、地域の実情に応じて、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われなければならない。

（市町村等の責務）

第 3 条 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、この法律の実施に関し、次に掲げる責務を有する。

一 子どもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保されるよう、子ども及びその保護者に必要な子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業を総合的かつ計画的に行うこと。

二 子ども及びその保護者が、確実に子ども・子育て支援給付を受け、及び地域子ども・子育て支援事業その他の子ども・子育て支援を円滑に利用するために必要な援助を行うとともに、関係機関との連絡調整その他の便宜の提供を行うこと。

三 子ども及びその保護者が置かれている環境に応じて、子どもの保護者の選択に基づき、多様な施設又は事業者から、良質かつ適切な教育及び保育その他の子ども・子育て支援が総合的かつ効率的に提供されるよう、その提供体制を確保すること。

2 都道府県は、市町村が行う子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業が適正かつ円滑に行われるよう、市町村に対する必要な助言及び適切な援助を行うとともに、子ども・子育て支援のうち、特に専門性の高い施策及び各市町村の区域を超えた広域的な対応が必要な施策を講じなければならない。

3 国は、市町村が行う子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業その他この法律に基づく業務が適正かつ円滑に行われるよう、市町村及び都道府県と相互に連携を図りながら、子ども・子育て支援の提供体制の確保に関する施策その他の必要な各般の措置を講じなければならない。

第59条 市町村は、内閣府令で定めるところにより、第六十一条第一項に規定する市町村子ども・子育て支援事業計画に従って、地域子ども・子育て支援事業として、次に掲げる事業を行うものとする。

・・・<資料3に掲げる13事業を法定>・・・

(市町村子ども・子育て支援事業計画)

第61条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

2 市町村子ども・子育て支援事業計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 市町村が、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域（以下「教育・保育提供区域」という。）ごとの当該教育・保育提供区域における各年度の特定教育・保育施設に係る必要利用定員総数（第十九条第一項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分ごとの必要利用定員総数とする。）、特定地域型保育事業所（事業所内保育事業所における労働者等の監護する小学校就学前子どもに係る部分を除く。）に係る必要利用定員総数（同項第三号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）その他の教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期

二 教育・保育提供区域ごとの当該教育・保育提供区域における各年度の地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期

三 子どものための教育・保育給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容

四 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保の内容

3 市町村子ども・子育て支援事業計画においては、前項各号に規定するもののほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。

一 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保に関する事項

二 保護を要する子どもの養育環境の整備、児童福祉法第四条第二項に規定する障害児に対して行われる保護並びに日常生活上の指導及び知識技能の付与その他の子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携に関する事項

三 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項

4 市町村子ども・子育て支援事業計画は、教育・保育提供区域における子どもの数、子どもの保護者の特定教育・保育施設等及び地域子ども・子育て支援事業の利用に関する意向その他の事情を勘案して作成されなければならない。

・・・<略>・・・

- 7 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、第七十七条第一項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあつてはその意見を、その他の場合にあつては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。
- 8 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、インターネットの利用その他の内閣府令で定める方法により広く住民の意見を求めることその他の住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

・・・<略>・・・

(市町村等における合議制の機関)

第77条 市町村は、条例で定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

- 一 特定教育・保育施設の利用定員の設定に関し、第三十一条第二項に規定する事項を処理すること。
- 二 特定地域型保育事業の利用定員の設定に関し、第四十三条第三項に規定する事項を処理すること。
- 三 市町村子ども・子育て支援事業計画に関し、第六十一条第七項に規定する事項を処理すること。
- 四 当該市町村における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。

2. 次世代育成支援対策推進法（平成 15 年法律第 120 号）

（目的）

第 1 条 この法律は、我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化にかんがみ、次世代育成支援対策に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体、事業主及び子君の責務を明らかにするとともに、行動計画策定指針並びに地方公共団体及び事業主の行動計画の策定その他の次世代育成支援対策を推進するために必要な事項を定めることにより、次世代育成支援対策を迅速かつ重点的に推進し、もって次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される社会の形成に資することを目的とする。

（基本理念）

第 3 条 次世代育成支援対策は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭その他の場において、子育ての意義についての理解が深められ、かつ、子育てに伴う喜びが実感されるように配慮して行われなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第 4 条 国及び地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、相互に連携を図りながら、次世代育成支援対策を総合的かつ効果的に推進するよう努めなければならない。

（市町村行動計画）

第 8 条 市町村は、行動計画策定指針に即して、5 年ごとに、当該市町村の事務及び事業に関し、5 年を 1 期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画を策定するものとする。

2 市町村行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 次世代育成支援対策の実施により達成しようとする目標
- 二 実施しようとする次世代育成支援対策の内容及びその実施時期

・・・＜同条第 3 項～第 8 項 略＞・・・

3. 母子保健法（昭和 40 年法律第 141 号）

（目的）

第 1 条 この法律は、母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進を図るため、母子保健に関する原理を明らかにするとともに、母性並びに乳児及び幼児に対する保健指導、健康診査、医療その他の措置を講じ、もって国民保健の向上に寄与することを目的とする。

（国及び地方公共団体の責務）

第 5 条 国及び地方公共団体は、母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進に努めなければならない。

2 国及び地方公共団体は、母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進に関する施策を講ずるに当たっては、その施策を通じて、前三条に規定する母子保健の理念が具現されるように配慮しなければならない。

（保健指導）

第 10 条 市町村は、妊産婦若しくはその配偶者又は乳児若しくは乳児の保護者に対して、妊娠、出産又は育児に関し、必要な保健指導を行い、又は、医師、歯科医師、助産師若しくは保健師について保健指導を受けることを勧奨しなければならない。

（健康診査）

第 12 条 市町村は、次に掲げる者に対し、厚生労働省令の定めるところにより、健康診査を行わなければならない。

- 一 満 1 歳 6 か月を超え満 2 歳に達しない幼児
- 二 満 3 歳を超え満 4 歳に達しない幼児

2 前項の厚生労働省令は、健康増進法（平成 14 年法律第 103 号）第 9 条第 1 項に規定する健康診査等指針（第 16 条第 4 項において単に「健康診査等指針」という。）と調和が保たれたものでなければならない。

第 13 条 前条の健康診査のほか、市町村は、必要に応じ、妊産婦又は乳児若しくは幼児に対して、健康診査を行い、又は健康診査を受けることを勧奨しなければならない。

（母子健康手帳）

第 16 条 市町村は、妊娠の届出をした者に対して、母子健康手帳を交付しなければならない。

（養育医療）

第 20 条 市町村は、養育のため病院又は診療所に入院することを必要とする未熟児に対し、その養育に必要な医療（以下「養育医療」という。）の給付を行い、又はこれに代えて養育医療に要する費用を支給することができる。

4. 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）

第 1 条 全て児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される権利を有する。

第 2 条 全て国民は、児童が良好な環境において生まれ、かつ、社会のあらゆる分野において、児童の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう努めなければならない。

2 児童の保護者は、児童を心身ともに健やかに育成することについて第一義的責任を負う。

3 国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う。

第 3 条 前二条に規定するところは、児童の福祉を保障するための原理であり、この原理は、すべて児童に関する法令の施行にあたって、常に尊重されなければならない。

・・・<以下略>・・・

